

【小施策評価(平成29年度実績評価)】

小施策の総合計画における位置付け

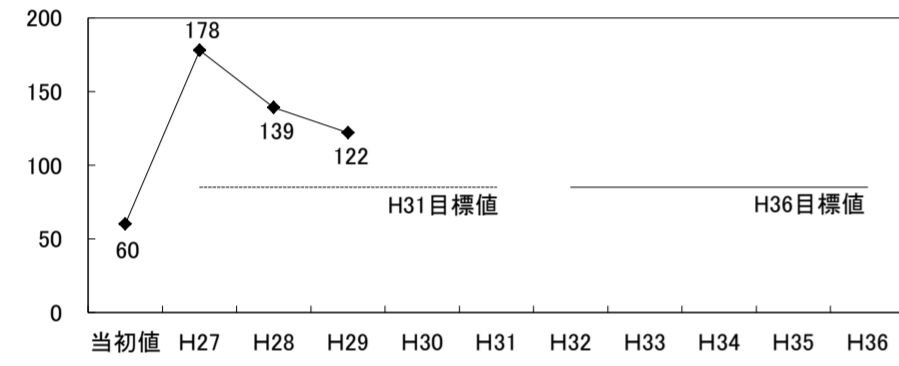
基本目標	1	人がいきいきと暮らすまちづくり	小施策 主管課等	くらしの安全課	
施策	8	安全・安心な暮らしの確保	評価 責任者	吉田 一彦	内線 2680
小施策	8-6	空き家等対策の推進	評価 シート 作成者	晴山 満	内線 2681

小施策の概要

現状と課題(総合計画実施計画から転記)	⇒	取組の方向性(総合計画実施計画から転記)
適正に管理されていない空き家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることが問題となっており、市に寄せられる相談件数も年々増加している。 盛岡市空き家等の適正管理に関する条例(27年4月施行)に基づき、適正に管理されていない空き家等の所有者等に対し必要に応じて助言・指導、勧告及び命令を行うことにより、空き家等の適正な管理を促進することが課題となっている。 また、空き家等の所有者に対し、空き家等バンクへの登録を働きかけるなど、空き家等の利活用の推進に取り組んでいく必要がある。		市民の良好な生活環境を保全するため、そのまま放置すれば保安上危険となり、又は衛生上有害となるような空き家・空き地の所有者・管理者に対し適正な管理を促す。
対象(誰(何)を対象として行うのか)	⇒	意図(対象をどのようにしたいのか)
市民		安全・安心な暮らしを確保する。

小施策の成果指標の達成状況・評価(平成29年度実績)

実績値の推移				実績の評価	
指標① 不適正な管理状態にある空き家等の相談件数	単 位	目指す方向	成 果 点	⇒	成果の要因分析
当初値 (H25) 60	件	↑	・空き家等の周辺の生活環境が改善された。	⇒	・所有者等が空き家等の管理を改善した。 ・適正に管理されていない空き家等に対する地域からの相談により、空き家等の所有者に対して、指導、助言を行った。 ・空き家等の所有者等を対象とした相談会を実施した。
H31目標値 85			問 題 点	⇒	問題の要因分析
H36目標値 85			・空き家等の所有者に対して、指導、助言を行っても適正な管理が行われないケースがある。	⇒	・問題がある空き家等の中には、管理方法が分からない、相談相手がいない等の理由により所有者の対応が遅れるケースがある。



今後の方向性(平成30年度以降)

評価を踏まえた取組の方向性	★…30年度着手済または着手予定 ☆…31年度以降の着手を検討
<p>★ 適正に管理されていない空き家等の所有者に対して、更なる指導、助言を行う。</p> <p>★ 空き家・空き地の売却、賃貸、相続などに関する専門家による相談会を実施する。</p>	